

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱等

- 別紙1 「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」
- 別紙2 「雇用保険法第十八条に規定する自動変更対象額を変更する件案要綱」
- 別紙3 「雇用保険法第十九条第一項第一号に規定する控除額を変更する件案要綱」
- 別紙4 「雇用保険法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件案要綱」
- 別紙5 「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令附則第二条から第七条までの厚生労働大臣が定める率を定める件案要綱」
- 別紙6 「雇用保険法第十八条第四項に規定する自動変更対象額を変更する件に規定する厚生労働大臣が別に定める日を定める件案要綱」
- 別紙7 「雇用保険法第十九条第一項第一号に規定する控除額を変更する件に規定する厚生労働大臣が別に定める日を定める件案要綱」
- 別紙8 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」
- 別紙9 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第五項に規定する自動変更対象額を変更する件案要綱」
- 別紙10 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第八項に規定する控除額を変更する件案要綱」
- 別紙11 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第二条第一項の厚生労働大臣が定める率を定める件案要綱」
- 別紙12 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第五項に規定する自動変更対象額を変更する件に規定する厚生労働大臣が別に定める日を定める件案要綱」
- 別紙13 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第八項に規定する控除額を変更する件に規定する厚生労働大臣が別に定める日を定める件案要綱」



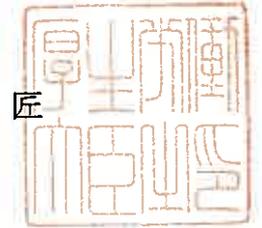
厚生労働省発職0327第10号

平成31年3月27日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 根本



別紙1「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」、別紙2「雇用保険法第十八条に規定する自動変更対象額を変更する件案要綱」、別紙3「雇用保険法第十九条第一項第一号に規定する控除額を変更する件案要綱」、別紙4「雇用保険法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件案要綱」、別紙5「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令附則第二条から第七条までの厚生労働大臣が定める率を定める件案要綱」、別紙6「雇用保険法第十八条第四項に規定する自動変更対象額を変更する件に規定する厚生労働大臣が別に定める日を定める件案要綱」、別紙7「雇用保険法第十九条第一項第一号に規定する控除額を変更する件に規定する厚生労働大臣が別に定める日を定める件案要綱」、別紙8「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」、別紙9「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第五項に規定する自動変更対象額を変更する件案要綱」、別紙10「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定

及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第八項に規定する控除額を変更する件案要綱」、別紙11「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第二条第一項の厚生労働大臣が定める率を定める件案要綱」、別紙12「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第五項に規定する自動変更対象額を変更する件に規定する厚生労働大臣が別に定める日を定める件案要綱」及び別紙13「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第八項に規定する控除額を変更する件に規定する厚生労働大臣が別に定める日を定める件案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 平成十六年八月一日から平成三十一年七月三十一日までの間における失業等給付の算定に係る雇用保険法（以下「法」という。）第十八条第四項に規定する自動変更対象額、法第十九条第一項第一号に規定する控除額及び法第六十一条第二号に規定する支給限度額の変更にあつては、雇用保険法施行規則（以下「雇保則」という。）第二十八条の四の平均定期給与額は、同年一月に厚生労働省において再集計した労働者一人当たりの給与の額（以下「再集計した額」という。）又は同月前に公表した毎月勤労統計における労働者の平均定期給与額及び再集計した額から推計した労働者一人当たりの給与の額をいうものとする。

第二 平成十六年八月一日から平成三十一年三月十七日までの間（以下「変更対象期間」という。）に係るものとしてその額を算定された失業等給付を受給した者に係る当該失業等給付の額（変更対象期間に二以上の失業等給付を受給した場合にあつては、当該二以上の失業等給付ごとの額）は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に厚生労働大臣が定める率を乗じて得た額を第一号に掲げる額に加算した額とすること。

一 平成三十一年三月十八日以後に変更された法第十八条第一項の年度の平均給与額の上昇し、又は低下した比率に応じて変更された同条第四項に規定する自動変更対象額、法第十九条第一項第一号に規定する控除額及び法第六十一条第二号に規定する支給限度額（以下「新自動変更対象額等」という。）を適用し算定した変更対象期間に係る失業等給付の額

二 変更対象期間に係るものとして算定された失業等給付の額

第三 雇保則第二百二条の三に規定する雇用調整助成金（雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十五年厚生労働省令第五十五号）附則第二条第九項の規定によりなお従前の例によるものとされた中小企業緊急雇用安定助成金の支給に係る同令第一条の規定による改正前の雇保則附則第十五条の規定による中小企業緊急雇用安定助成金を含む。以下同じ。）については、対象期間（雇保則第二百二条の三第一項第二号イに規定する休業等に係るものにあつては同号イ(5)に規定する判定基礎期間をいい、同号ロに規定する出向に係るものにあつては同条第二項第二号に規定する支給対象期間をいう。第二号において同じ。）の初日の変更対象期間に属し、平成三十一年三月十七日までにその額が算定された雇用調整助成金の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）

）に厚生労働大臣が定める率を乗じて得た額を第一号に掲げる額に加算した額とすること。

一 新自動変更対象額等を適用し算定した変更対象期間における雇用調整助成金の額

二 対象期間の初日の変更対象期間に属し、平成三十一年三月十七日までに算定された雇用調整助成金の額

第四 雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「平成十八年改正省令」という。）附則第二条第十八項の規定によりなお従前の例によるものとされた中小企業雇用管理改善助成金の支給に係る平成十八年改正省令第一条の規定による改正前の雇保則第百十八条第二項第一号イ(2)に規定する職業相談者配置事業（以下「職業相談者配置事業」という。）に係る中小企業雇用管理改善助成金の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に厚生労働大臣が定める率を乗じて得た額を第一号に掲げる額に加算した額とすること。

一 新自動変更対象額等を適用し算定した職業相談者配置事業に係る中小企業雇用管理改善助成金の額

二 事業主が受給した職業相談者配置事業に係る中小企業雇用管理改善助成金の額

第五 平成十八年改正省令附則第二条第二十六項の規定によりなお従前の例によるものとされた建設業新規・成長分野進出教育訓練助成金の支給に係る平成十八年改正省令第五条の規定による改正前の独立行政法人雇用・能力開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令附則第二条第四項に規定する教育訓練受講給付金であつて、対象期間（同項第二条に規定する期間をいう。以下この第五において同じ。）の初日が平成十六年八月一日から平成十八年三月三十一日までの期間に属するものの額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に厚生労働大臣が定める率を乗じて得た額を第一号に掲げる額に加算した額とすること。

一 新自動変更対象額等を適用し算定した対象期間の初日が平成十六年八月一日から平成十八年三月三十一日までの期間に属する教育訓練受講給付金の額

二 対象期間の初日が平成十六年八月一日から平成十八年三月三十一日までの期間に属する建設事業主が受給した教育訓練受講給付金の額

第六 雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十二年厚生労働省令第五十三号）附則第二条第二十一項の規定によりなお従前の例によるものとされた建設雇用改善助成金の支給に係る同令第五条の規

定による改正前の独立行政法人雇用・能力開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令第二十一条第五項に規定する第四種建設教育訓練助成金の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に厚生労働大臣が定める率を乗じて得た額を第一号に掲げる額に加算した額とすること。

一 新自動変更対象額等を適用し算定した第四種建設教育訓練助成金の額

二 第四種建設事業主が受給した建設教育訓練助成金の額

第七 雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第四十八号）附則第二条第十六項の規定によりなお従前の例によるものとされた育児休業取得促進等助成金の支給に係る同令第一条の規定による改正前の雇保則（以下「平成二十三年改正前雇保則」という。）附則第十七条の四第一項の規定により読み替えて適用される平成二十三年改正前雇保則第百十七条第二項に規定する育児休業取得促進等助成金の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に厚生労働大臣が定める率を乗じて得た額を第一号に掲げる額に加算した額とすること。

- 一 新自動変更対象額等を適用し算定した育児休業取得促進等助成金の額
- 二 事業主が受給した育児休業取得促進等助成金の額

第八 この省令は、平成三十一年四月一日から施行すること。

雇用保険法第十八条に規定する自動変更対象額を変更する件案要綱

第一 雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき同条第四項に規定する自動変更対象額を変更する件（平成二十九年厚生労働省告示第二百二十八号）の適用については、同告示中「一万二千百四十円」とあるのは「一万二千百五十円」と、「一万九百二十円」とあるのは「一万九百三十円」と、「一万五千六百五十円」とあるのは「一万五千六百六十円」と、「一万六千四百十円」とあるのは「一万六千四百二十円」と、「一万四千九百十円」とあるのは「一万四千九百二十円」と、「一万三千四百二十円」とあるのは「一万三千四百三十円」とすること。

第二 雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき同条第三項に規定する自動変更対象額を変更する件（平成二十八年厚生労働省告示第二百九十九号）の適用については、同告示中「二千二百九十円」とあるのは「二千三百円」と、「四千五百八十円」とあるのは「四千五百九十円」と、「一万千六百十円」とあるのは「一万千六百四十円」と、「一万四百六十円」とあるのは「一万四百七十円」と、「一万四千八百六十円」とあるのは「一万四千八百七十円」と、「一万五千五百五十円」とあるのは「一万五千五百七十円」と、「一万四千百五十円」とあるのは「一万四千百六十円」と、「一万二千七百四十円」とある

のは「一万二千七百六十円」とすること。

第三 雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき同条第三項に規定する自動変更対象額を変更する件（平成二十七年厚生労働省告示第三百二十一号）の適用については、同告示中「二千三百円」とあるのは「二千三百十円」と、「四千六百元」とあるのは「四千六百二十円」と、「一万千六百六十円」とあるのは「一万千七百十円」と、「一万五百円」とあるのは「一万五百三十円」と、「一万四千九百二十円」とあるのは「一万四千九百六十円」と、「一万五千六百二十円」とあるのは「一万五千六百六十円」と、「一万四千二百十円」とあるのは「一万四千二百四十円」と、「一万二千七百九十円」とあるのは「一万二千八百三十円」とすること。

第四 雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき同条第三項に規定する自動変更対象額を変更する件（平成二十六年厚生労働省告示第二百八十九号）の適用については、同告示中「二千三百円」とあるのは「二千三百十円」と、「四千六百元」とあるのは「四千六百十円」と、「一万千六百五十円」とあるのは「一万千六百九十円」と、「一万四百九十円」とあるのは「一万五百十円」と、「一万四千九百十円」とあるのは「一万四千九百四十円」と、「一万五千六百十円」とあるのは「一万五千六百四十円」と、

「一万四千二百円」とあるのは「一万四千二百二十円」と、「一万二千七百八十円」とあるのは「一万二千八百十円」とすること。

第五 雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき同条第三項に規定する自動変更対象額を変更する件（平成二十五年厚生労働省告示第二百二十六号）の適用については、同告示中「一万六千八百十円」とあるのは「一万六千九百十円」と、「一万四千九百四十円」とあるのは「一万四千九百五十円」とすること。

第六 雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき同条第三項に規定する自動変更対象額を変更する件（平成二十四年厚生労働省告示第四百二十六号）の適用については、同告示中「一万七千四百十円」とあるのは「一万七千五百十円」と、「一万五千二十円」とあるのは「一万五千三十円」とすること。

第七 雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき同条第三項に規定する自動変更対象額を変更する件（平成二十三年厚生労働省告示第二百八号）の適用については、同告示中「一万七千七百七十円」とあるのは「一万七千八百十円」と、「一万五千六十円」とあるのは「一万五千七十円」とすること。

第八 雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件（平成二十二年

厚生労働省告示第二百五十号)の適用については、同告示中「二千元」とあるのは「二千十円」と、「三千九百五十円」とあるのは「三千九百七十円」と、「一万千四百十円」とあるのは「一万千四百九十円」と、「一万二百三十円」とあるのは「一万二百九十円」と、「一万四千五百四十円」とあるのは「一万四千六百四十円」と、「一万五千十円」とあるのは「一万五千二十円」と、「一万三千六百五十円」とあるのは「一万三千七百三十円」と、「一万二千二百九十円」とあるのは「一万二千三百六十円」とすること。

第九 雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件(平成二十一年厚生労働省告示第三百三十五号)の適用については、同告示中「二千五十円」とあるのは「二千六十円」と、「四千四十円」とあるのは「四千六十円」と、「一万千六百八十円」とあるのは「一万千七百六十円」と、「一万四百七十円」とあるのは「一万五百四十円」と、「一万四千八百九十円」とあるのは「一万四千九百九十円」と、「一万五千三百七十円」とあるのは「一万五千四百八十円」と、「一万三千九百八十円」とあるのは「一万四千六十円」と、「一万二千五百八十円」とあるのは「一万二千六百六十円」とすること。

第十 雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件（平成二十年厚生労働省告示第三百六十六号）の適用については、同告示中「二千六十円」とあるのは「二千七十円」と、「四千六十円」とあるのは「四千八十円」と、「一万千七百五十円」とあるのは「一万千八百三十円」と、「一万五百三十円」とあるのは「一万六百元」と「一万四千九百八十円」とあるのは「一万五千八十円」と、「一万五千四百六十円」とあるのは「一万五千五百七十円」と、「一万四千六十円」とあるのは「一万四千四百四十円」と、「一万二千六百六十円」とあるのは「一万二千七百四十円」とすること。

第十一 雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件（平成十九年厚生労働省告示第二百三十四号）の適用については、同告示中「二千七十円」とあるのは「二千八十円」と、「四千八十円」とあるのは「四千百円」と、「一万千八百二十円」とあるのは「一万千八百九十円」と、「一万五百九十円」とあるのは「一万六百六十円」と、「一万五千六十円」とあるのは「一万五千百六十円」と、「一万五千五百五十円」とあるのは「一万五千六百五十円」と、「一万四千百四十円」とあるのは「一万四千二百二十円」と、「一万二千七百三十円」とあるのは「一万二千八百十円」とすること。

第十二 雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件（平成十八年

厚生労働省告示第四百二十六号)の適用については、同告示中「二千八十円」とあるのは「二千九十円」と、「四千百円」とあるのは「四千百二十円」と、「一万千八百七十円」とあるのは「一万千九百四十円」と、「一万六百四十円」とあるのは「一万七百十円」と、「一万五千百三十円」とあるのは「一万五千二百三十円」と、「一万五千六百二十円」とあるのは「一万五千七百二十円」と、「一万四千二百円」とあるのは「一万四千二百八十円」と、「一万二千七百九十円」とあるのは「一万二千八百七十円」とすること。

第十三 雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件(平成十七年厚生労働省告示第三百十二号)の適用については、同告示中「二千七十円」とあるのは「二千八十円」と、「四千八十円」とあるのは「四千百円」と、「一万千八百三十円」とあるのは「一万千九百円」と、「一万六百元」とあるのは「一万六百七十円」と、「一万五千七十円」とあるのは「一万五千百七十円」と、「一万五千五百六十円」とあるのは「一万五千六百六十円」と、「一万四千百五十円」とあるのは「一万四千二百三十円」と、「一万二千七百四十円」とあるのは「一万二千八百二十円」とすること。

第十四 雇用保険法第十八条第一項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件(平成十六年厚生労働省

告示第二百六十四号)の適用については、同告示中「一万二千六十円」とあるのは「一万二千八十円」と、「一万八百十円」とあるのは「一万八百三十円」と、「一万五千三百七十円」とあるのは「一万五千四百円」と、「一万五千八百七十円」とあるのは「一万五千九百円」と、「一万四千四百三十円」とあるのは「一万四千四百五十円」と、「一万二千九百九十円」とあるのは「一万三千十円」とすること。

第十五 この告示は、平成三十一年三月十八日以後に失業等給付を受給した者に係る同日前の当該失業等給付(高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。)の算定については同年四月一日から、同年三月十八日以後に失業等給付を受給した者に係る同日前の当該失業等給付(高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金に限る。)の算定及び同日前に失業等給付を受給した者に係る同日前の当該失業等給付の算定については厚生労働大臣が別に定める日から、それぞれ適用するものとすること。

雇用保険法第十九条第一項第一号に規定する控除額を変更する件案要綱

第一 雇用保険法第十九条第二項の規定に基づき同条第一項第一号に規定する控除額を変更する件（平成二十九年厚生労働省告示第二百二十九号）の適用については、同告示中「千二百八十七円」とあるのは、「千二百八十八円」とすること。

第二 雇用保険法第十九条第二項の規定に基づき同条第一項第一号に規定する控除額を変更する件（平成二十八年厚生労働省告示第三百号）の適用については、同告示中「千二百八十二円」とあるのは、「千二百八十四円」とすること。

第三 雇用保険法第十九条第二項の規定に基づき同条第一項第一号に規定する控除額を変更する件（平成二十七年厚生労働省告示第三百二十二号）の適用については、同告示中「千二百八十七円」とあるのは、「千二百九十一円」とすること。

第四 雇用保険法第十九条第二項の規定に基づき同条第一項第一号に規定する控除額を変更する件（平成二十六年厚生労働省告示第二百九十号）の適用については、同告示中「千二百八十六円」とあるのは、「千二百八十九円」とすること。

- 第五 雇用保険法第十九条第二項の規定に基づき、控除額を変更する件（平成二十二年厚生労働省告示第二
百五十一号）の適用については、同告示中「千二百九十五円」とあるのは、「千三百四円」とすること。
- 第六 雇用保険法第十九条第二項の規定に基づき、控除額を変更する件（平成二十一年厚生労働省告示第三
百三十六号）の適用については、同告示中「千三百二十六円」とあるのは、「千三百三十五円」とするこ
と。
- 第七 雇用保険法第十九条第二項の規定に基づき、控除額を変更する件（平成二十年厚生労働省告示第三百
六十七号）の適用については、同告示中「千三百三十四円」とあるのは、「千三百四十三円」とすること。
- 第八 雇用保険法第十九条第二項の規定に基づき、控除額を変更する件（平成十九年厚生労働省告示第二百
三十五号）の適用については、同告示中「千三百四十一円」とあるのは、「千三百五十円」とすること。
- 第九 雇用保険法第十九条第二項の規定に基づき、控除額を変更する件（平成十八年厚生労働省告示第四百
二十七号）の適用については、同告示中「千三百四十七円」とあるのは、「千三百五十六円」とすること。
- 第十 雇用保険法第十九条第二項の規定に基づき、控除額を変更する件（平成十七年厚生労働省告示第三百
十三号）の適用については、同告示中「千三百四十二円」とあるのは、「千三百五十一円」とすること。

第十一 雇用保険法第十九条第二項の規定に基づき、控除額を変更する件（平成十六年厚生労働省告示第二
百六十五号）の適用については、同告示中「千三百六十九円」とあるのは、「千三百七十一円」とするこ
と。

第十二 この告示は、平成三十一年三月十八日以後に失業等給付を受給した者に係る同日前に得た収入に係
る控除額については同年四月一日から、同年三月十八日前に失業等給付を受給した者に係る同日前に得た
収入に係る控除額については厚生労働大臣が別に定める日から、それぞれ適用するものとする。

雇用保険法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件案要綱

第一 雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき同条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件（平成二十九年厚生労働省告示第二百三十号）の適用については、同告示中「三十五万七千八百六十四円」とあるのは、「三十五万八千九十六円」とすること。

第二 雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき同条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件（平成二十八年厚生労働省告示第三百一号）の適用については、同告示中「三十三万九千五百六十円」とあるのは、「三十四万四円」とすること。

第三 雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき同条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件（平成二十七年厚生労働省告示第三百二十三号）の適用については、同告示中「三十四万千十五円」とあるのは、「三十四万千九百七十九円」とすること。

第四 雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき同条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件（平成二十六年厚生労働省告示第二百九十一号）の適用については、同告示中「三十四万七千六百一十円」とあるのは、「三十四万千四百四十円」とすること。

第五 雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき同条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件（平成二十五年厚生労働省告示第二百二十八号）の適用については、同告示中「三十四万五千五百三十八円」とあるのは、「三十四万五千六百六十四円」とすること。

第六 雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき同条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件（平成二十四年厚生労働省告示第四百二十八号）の適用については、同告示中「三十四万三千三百九十五円」とあるのは、「三十四万三千四百二十四円」とすること。

第七 雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき同条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件（平成二十三年厚生労働省告示第二百十号）の適用については、同告示中「三十四万四千二百九円」とあるのは、「三十四万四千二百五十八円」とすること。

第八 雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき、支給限度額を変更する件（平成二十二年厚生労働省告示第二百五十二号）の適用については、同告示中「三十二万七千四百八十六円」とあるのは、「三十二万九千五百九十二円」とすること。

第九 雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき、支給限度額を変更する件（平成二十一年厚生労働省告示

示第三百三十七号)の適用については、同告示中「三十三万五千三百十六円」とあるのは、「三十三万七千四百六十七円」とすること。

第十 雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき、支給限度額を変更する件(平成二十年厚生労働省告示第三百六十八号)の適用については、同告示中「三十三万七千三百四十三円」とあるのは、「三十三万九千四百八十二円」とすること。

第十一 雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき、支給限度額を変更する件(平成十九年厚生労働省告示第二百三十六号)の適用については、同告示中「三十三万九千二百三十五円」とあるのは、「三十四万三千二百二十八円」とすること。

第十二 雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき、支給限度額を変更する件(平成十八年厚生労働省告示第四百二十八号)の適用については、同告示中「三十四万七千三百三十三円」とあるのは、「三十四万二千八百六十八円」とすること。

第十三 雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき、支給限度額を変更する件(平成十七年厚生労働省告示第三百十四号)の適用については、同告示中「三十三万九千四百八十四円」とあるのは、「三十四万九千

五百八十六円」とすること。

第十四 雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき、支給限度額を変更する件（平成十六年厚生労働省告示第二百六十六号）の適用については、同告示中「三十四万六千二百二十四円」とあるのは、「三十四万六千七百六十円」とすること。

第十五 この告示は、厚生労働大臣が別に定める日から適用するものとする。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令附則第二条から第七条までの厚生労働大臣が定める率を定める件案要綱

第一 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（平成三十一年厚生労働省令第 号）附則第二条から

第七条までの厚生労働大臣が定める率を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率とすること。

- 一 平成十六年八月一日から平成十七年七月三十一日まで ○・一四
- 二 平成十七年八月一日から平成十八年七月三十一日まで ○・一三
- 三 平成十八年八月一日から平成十九年七月三十一日まで ○・一一
- 四 平成十九年八月一日から平成二十年七月三十一日まで ○・〇九
- 五 平成二十年八月一日から平成二十一年七月三十一日まで ○・〇八
- 六 平成二十一年八月一日から平成二十二年七月三十一日まで ○・〇六
- 七 平成二十二年八月一日から平成二十三年七月三十一日まで ○・〇五
- 八 平成二十三年八月一日から平成二十四年七月三十一日まで ○・〇四
- 九 平成二十四年八月一日から平成二十五年七月三十一日まで ○・〇三

- 十 平成二十五年八月一日から平成二十六年七月三十一日まで ○・〇二
- 十一 平成二十六年八月一日から平成二十七年七月三十一日まで ○・〇一
- 十二 平成二十七年八月一日から平成二十八年七月三十一日まで ○・〇一
- 十三 平成二十八年八月一日から平成二十九年七月三十一日まで ○・〇一
- 十四 平成二十九年八月一日から平成三十年七月三十一日まで ○・〇一
- 十五 平成三十年八月一日から平成三十一年三月十七日まで ○・〇一

第二 この告示は、平成三十一年四月一日から適用するものとする。

雇用保険法第十八条第四項に規定する自動変更対象額を変更する件に規定する厚生労働大臣が別に定める日を定める件案要綱

雇用保険法第十八条第四項に規定する自動変更対象額を変更する件（平成三十一年厚生労働省告示第六十八号）に規定する厚生労働大臣が別に定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- 一 平成三十一年三月十八日以後に失業等給付を受給した者に係る同日前の当該失業等給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。）の算定 平成三十一年四月一日
- 二 平成三十一年三月十八日以後に失業等給付を受給した者に係る同日前の当該失業等給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金に限る。）の算定及び同日前に失業等給付を受給した者に係る同日の当該失業等給付の算定 厚生労働大臣が定める日

雇用保険法第十九条第一項第一号に規定する控除額を変更する件に規定する厚生労働大臣が別に定める日を定める件案要綱

雇用保険法第十九条第一項第一号に規定する控除額を変更する件（平成三十一年厚生労働省告示第六十九号）に規定する厚生労働大臣が別に定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする
こと。

一 平成三十一年三月十八日以後に失業等給付を受給した者に係る同日前に得た収入に係る控除額 平成三

十一年四月一日

二 平成三十一年三月十八日前に失業等給付を受給した者に係る同日前に得た収入に係る控除額 厚生労働

大臣が定める日

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 平成十六年八月一日から平成三十一年七月三十一日までの間における就職促進手当の算定に係る労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第三項に規定する賃金日額の最低額、同条第五項に規定する自動変更対象額及び同条第八項に規定する控除額の変更にあつては、同条第五項の平均定期給与額は、同年一月に厚生労働省において再集計した労働者一人当たりの給与の額（以下「再集計した額」という。）又は同月前に公表した毎月勤労統計における労働者の平均定期給与額及び再集計した額から推計した労働者一人当たりの給与の額をいうものとする。

第二 平成十六年八月一日から平成三十一年三月十七日までの間にその額を算定された就職促進手当を受給した者に係る当該就職促進手当の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に厚生労働大臣が定める率を乗じて得た額を第一号に掲げる額に加算した額とすること。

一 平成三十一年三月十八日以後に算定された労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職

業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第五項の年度の平均給与額の上昇し、又は低下した比率に応じて変更された同条第三項に規定する賃金日額の最低額、同条第五項に規定する自動変更対象額及び同条第八項に規定する控除額を適用し算定した平成十六年八月一日から平成三十一年三月十七日までの間における就職促進手当の額

二 平成十六年八月一日から平成三十一年三月十七日までの間に算定された就職促進手当の額

第三 雇用対策法施行規則の一部を改正する省令（平成十六年厚生労働省令第一百七号）附則第二条の規定によりなお従前の例によるものとされた就職促進手当の日額の算定に係る同令による改正前の雇用対策法施行規則第一条の規定の適用については、同条第七項中「千三百六十九円」とあるのは、「千三百七十一円」とする。

第四 この省令は、平成三十一年四月一日から施行すること。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第五項に規定する自動変更対象額を変更する件案要綱

第一 雇用対策法施行規則第一条の四第五項から第七項までの規定に基づき同条第五項に規定する自動変更対象額を変更する件（平成二十九年厚生労働省告示第二百六十三号）の適用については、同告示中「一万二千四百十円」とあるのは、「一万二千百五十円」とすること。

第二 雇用対策法施行規則第一条の四第五項及び第六項の規定に基づき同条第五項に規定する自動変更対象額を変更する件（平成二十八年厚生労働省告示第三百六号）の適用については、同告示中「四千五百八十円」とあるのは「四千五百九十円」と、「一万千六百十円」とあるのは「一万千六百四十円」とすること。

第三 雇用対策法施行規則第一条の四第五項及び第六項の規定に基づき同条第五項に規定する平成二十七年八月一日以後の自動変更対象額を定める件（平成二十七年厚生労働省告示第三百三十八号）の適用については、同告示中「四千六百円」とあるのは「四千六百二十円」と、「一万千六百十円」とあるのは「一万千七百十円」とすること。

第四 雇用対策法施行規則第一条の四第五項及び第六項の規定に基づき同令第一条の四第五項に規定する自

動変更対象額を変更する件（平成二十六年厚生労働省告示第三百五号）の適用については、同告示中「四千六百円」とあるのは「四千六百十円」と、「一万千六百五十円」とあるのは「一万千六百九十円」とすること。

第五 雇用対策法施行規則第一条の四第五項及び第六項の規定に基づき同条第五項に規定する自動変更対象額を変更する件（平成二十五年厚生労働省告示第二百六十二号）の適用については、同告示中「一万千六百八十円」とあるのは、「一万千六百九十円」とすること。

第六 雇用対策法施行規則第一条の四第五項及び第六項の規定に基づき同令第一条の四第五項に規定する自動変更対象額を変更する件（平成二十四年厚生労働省告示第四百六十八号）の適用については、同告示中「一万千七百四十円」とあるのは、「一万千七百五十円」とすること。

第七 雇用対策法施行規則第一条の四第五項の規定に基づき厚生労働大臣が変更する自動変更対象額を定める件（平成二十三年厚生労働省告示第二百六十二号）の適用については、同告示中「一万千七百七十円」とあるのは、「一万千七百八十円」とすること。

第八 雇用対策法施行規則第一条の四第五項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件（平成二十二年

厚生労働省告示第三百七号)の適用については、同告示中「三千九百五十円」とあるのは「三千九百七十円」と、「一万千四百十円」とあるのは「一万千四百九十円」とすること。

第九 雇用対策法施行規則第一条の四第五項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件(平成二十一年厚生労働省告示第三百八十七号)の適用については、同告示中「四千四十円」とあるのは「四千六十円」と、「一万千六百八十円」とあるのは「一万千七百六十円」とすること。

第十 雇用対策法施行規則第一条の四第五項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件(平成二十年厚生労働省告示第四百十三号)の適用については、同告示中「四千六十円」とあるのは「四千八十円」と、「一万千七百五十円」とあるのは「一万千八百三十円」とすること。

第十一 雇用対策法施行規則第一条第五項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件(平成十九年厚生労働省告示第二百六十一号)の適用については、同告示中「四千八十円」とあるのは「四千百円」と、「一万千八百二十円」とあるのは「一万千八百九十円」とすること。

第十二 雇用対策法施行規則第一条第五項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件(平成十八年厚生労働省告示第四百五十八号)の適用については、同告示中「四千百円」とあるのは「四千百二十円」と、

「一万一千八百七十円」とあるのは「一万千九百四十円」とすること。

第十三 雇用対策法施行規則第一条第五項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件（平成十七年厚生労働省告示第三百五十四号）の適用については、同告示中「四千八十円」とあるのは「四千百円」と、「一万一千八百三十円」とあるのは「一万千九百円」とすること。

第十四 雇用対策法施行規則第一条第五項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件（平成十六年厚生労働省告示第三百二号）の適用については、同告示中「一万二千六十円」とあるのは、「一万二千八十円」とすること。

第十五 この告示は、平成三十一年四月一日から適用するものとする。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第八項に規定する控除額を変更する件案要綱

第一 雇用対策法施行規則第一条の四第九項の規定に基づき同条第八項に規定する控除額を変更する件(平成二十九年厚生労働省告示第二百六十四号)の適用については、同告示中「千二百八十七円」とあるのは、「千二百八十八円」とすること。

第二 雇用対策法施行規則第一条の四第八項の規定に基づき同条第七項に規定する控除額を変更する件(平成二十八年厚生労働省告示第三百七号)の適用については、同告示中「千二百八十二円」とあるのは、「千二百八十四円」とすること。

第三 雇用対策法施行規則第一条の四第八項の規定に基づき同条第七項に規定する控除額を変更する件(平成二十七年厚生労働省告示第三百三十九号)の適用については、同告示中「千二百八十七円」とあるのは、「千二百九十一円」とすること。

第四 雇用対策法施行規則第一条の四第八項の規定に基づき同条第七項に規定する控除額を変更する件(平成二十六年厚生労働省告示第三百六号)の適用については、同告示中「千二百八十六円」とあるのは、「

千二百八十九円」とすること。

第五 雇用対策法施行規則第一条の四第八項の規定に基づき、控除額を変更する件（平成二十二年厚生労働省告示第三百八号）の適用については、同告示中「千二百九十五円」とあるのは、「千三百四円」とすること。

第六 雇用対策法施行規則第一条の四第八項の規定に基づき、控除額を変更する件（平成二十一年厚生労働省告示第三百八十八号）の適用については、同告示中「千三百二十六円」とあるのは、「千三百三十五円」とすること。

第七 雇用対策法施行規則第一条の四第八項の規定に基づき、控除額を変更する件（平成二十年厚生労働省告示第四百十四号）の適用については、同告示中「千三百三十四円」とあるのは、「千三百四十三円」とすること。

第八 雇用対策法施行規則第一条第八項の規定に基づき、控除額を変更する件（平成十九年厚生労働省告示第二百六十二号）の適用については、同告示中「千三百四十一円」とあるのは、「千三百五十円」とすること。

第九 雇用対策法施行規則第一条第八項の規定に基づき、控除額を変更する件（平成十八年厚生労働省告示第四百五十七号）の適用については、同告示中「千三百四十七円」とあるのは、「千三百五十六円」とすること。

第十 雇用対策法施行規則第一条第八項の規定に基づき、控除額を変更する件（平成十七年厚生労働省告示第三百五十三号）の適用については、同告示中「千三百四十二円」とあるのは、「千三百五十一円」とすること。

第十一 この告示は、平成三十一年四月一日から適用するものとする。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第二条第一項の厚生労働大臣が定める率を定める件案要綱

第一 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成三十一年厚生労働省令第 号）附則第二条第一項の厚生労働大臣が定める率を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率とすること。

- 一 平成十六年八月一日から平成十七年七月三十一日まで ○・一四
- 二 平成十七年八月一日から平成十八年七月三十一日まで ○・一三
- 三 平成十八年八月一日から平成十九年七月三十一日まで ○・一一
- 四 平成十九年八月一日から平成二十年七月三十一日まで ○・〇九
- 五 平成二十年八月一日から平成二十一年七月三十一日まで ○・〇八
- 六 平成二十一年八月一日から平成二十二年七月三十一日まで ○・〇六
- 七 平成二十二年八月一日から平成二十三年七月三十一日まで ○・〇五
- 八 平成二十三年八月一日から平成二十四年七月三十一日まで ○・〇四

- 九 平成二十四年八月一日から平成二十五年七月三十一日まで ○・〇三
- 十 平成二十五年八月一日から平成二十六年七月三十一日まで ○・〇二
- 十一 平成二十六年八月一日から平成二十七年七月三十一日まで ○・〇一
- 十二 平成二十七年八月一日から平成二十八年七月三十一日まで ○・〇一
- 十三 平成二十八年八月一日から平成二十九年七月三十一日まで ○・〇一
- 十四 平成二十九年八月一日から平成三十年七月三十一日まで ○・〇一
- 十五 平成三十年八月一日から平成三十一年三月十七日まで ○・〇一

第二 この告示は、平成三十一年四月一日から適用するものとする。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第五項に規定する自動変更対象額を変更する件に規定する厚生労働大臣が別に定める日を定める件案要綱

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第五項に規定する自動変更対象額を変更する件（平成三十一年厚生労働省告示第七十一号）に規定する厚生労働大臣が別に定める日は、平成三十一年四月一日とすること。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一
条の四第八項に規定する控除額を変更する件に規定する厚生労働大臣が別に定める日を定める件案要
綱

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の
四第八項に規定する控除額を変更する件（平成三十一年厚生労働省告示第七十二号）に規定する厚生労働大
臣が別に定める日は、平成三十一年四月一日とすること。